

**仙台で働きたい！プロジェクト(ローカルキャリア促進)事業企画提案書作成等  
に関する質問への回答**

質問	回答
①キャラクターを作成・使用する場合に留意することはあるか。	①市の公式キャラクターの作成は認められておりません。提案内においてキャラクターを提案いただくことは差し支えないですが、別途、市広報課との協議が必要となっており、必ずしも認められるとは限らないのでご注意ください。
②保険加入について、大学側の保険が活用できる場合でも必要か。	②その場合は必要ありませんが、大学によって用途が限定されている場合があるので、詳細は大学にご確認ください。
③外国人留学生向けの企業開拓について何をもって開拓と言えるのか。	③外国人留学生向け企業発見事業に積極的に参加する企業を5社以上集めることを指します。
④インターンをして大学の単位取得の対象となる場合にも有給とする必要があるのか。	④必要です。
⑤精算払いか。	⑤事業終了後の完了払いです。委託料を変更する場合は、変更契約を行います。
⑥企画提案書の枚数に上限はあるのか。	⑥上限はありませんが、説明時間は15分と設定していますので、ご注意ください。
⑦有給の場合はどのように支払うのか。	⑦受入企業から学生に直接支払います。
⑧KPIの30名は延べ数か実数か。	⑧延べ数です。
⑨企業開拓がITと観光業とする背景はあるのか。	⑨・IT業界については、学生に人気のある業界であることに加え、テレワークが浸透しているなど、柔軟な働き方ができる点が本事業と親和性が高いと考えたからです。 ・観光業界については、インバウンド需要が高まりつつあり、域外から外貨を呼び込める上に、本市としても観光業の人材確保について令和6年度より本格的に

	実施するからです。
⑩学生と企業のマッチングの際に企業が事前選考を取り入れるのは可能か。	⑩可能です。
⑪説明会参加学生の KPI はアーカイブ視聴も含まれるのか。	⑪含まれません。
⑫就業体験の KPI のカウントについて、長期就業体験の予定だったが、途中離脱した場合のカウントの仕方は。	⑫6 日以上実施している場合には、1 名としてカウントとしていただいて構いません。
⑬外国人留学生向け交流会はオンラインキャリア開催か。	⑬原則、リアル開催です。
⑭新卒採用している定義は自社 HP に求人を出しているなど明確にあるのか。	⑭会社として新卒採用を行うという方針が明確に示されていれば、自社 HP への掲載の有無等は問いません。
⑮就業体験とは直接的に関係のない交流会を実施してもいいのか。	⑮最低 1 回以上就業体験に関するものを実施していただければ、学生の興味喚起のためのイベント等を開催していただいても差し支えありません。
⑯仙台市として企業側が提供する就業体験の内容にどのようなものがあるか。	⑯明確な制限はありませんが、本市としては、アルバイトとは異なり、会社の主力事業など学生のキャリア形成に資する業務で最終的には就職先の 1 つとしてイメージすることにつながるものが望ましいと考えています。
⑰ 1 専用媒体は次年度以降も引き継ぐ想定か。 2 専用媒体で 50 社の企業のデータベースが閲覧できる想定か。	⑰ 1 次年度以降も引き継ぐ想定です。 2 そのとおりです。加えて仕様書 5(3)③にある内容も閲覧できるようにしてください。
⑱学生の交通費補助は企業の判断か。	⑱そのとおりです。ただし、学生の参加を促すため企業開拓の際に交通費も企業側で負担するよう受注者より説明していただきたいと考えております。
⑲仙台市が想定しているスケジュールで最低でも下半期から有給の就業体験をスタートさせたいということだったが、夏のインターシップは考えていないのか。	⑲30 社以上の企業数が集まらない段階で有給の就業体験をスタートさせることは考えておりません。また、市として夏休みの就業体験は他事業(仙台で働きたい!プロジェクト(BEST JOB(イベント等運営))事業)で実施していることから、遅くとも下半期からのスター

	トを想定しましたが、夏のインターシップを前提にスケジュールを提案いただいても構いません。
⑳就業体験の実施について、長期休みに実施または授業開催時期に実施のどちらを想定しているのか。	㉑企業側のニーズと学生側のニーズに合わせてどちらも必要だと考えています。
㉒企業開拓数は企業数と求人数のいずれで数えるのか。	㉒企業数です。1企業が複数プログラムで学生を募集することも可とします。
㉓参加学生の KPI が 30 名で企業の開拓数が 50 社だと選ばれない企業もいるということか。	㉓選ばれない企業があることも想定しています。選ばれない企業には学生の応募がある企業との差異などを踏まえ、今後学生に選ばれるようプログラム内容の見直しなどの支援をしていただく想定です。
㉔KPI の参加学生 30 名を超えた場合も事業は継続するのか。	㉔継続します。30 名というのは最低ラインであると認識いただければと思います。
㉕高校生の就業体験への受け入れは可能か。	㉕可能です。ただし、学校や保護者の同意、高卒採用のルールに関するハローワークなどへの確認も行ってください。なお、高校生の受け入れは KPI にはカウントしません。
㉖保険料は参加学生数によって変動すると思うが、契約予定額に見込んでいるのは KPI の 30 名分か。	㉖提案の中で見込んだ参加学生数で必要となる保険料を見積書に計上してください。
㉗説明会に参加する学生へのプレゼント代を経費で見込んでもいいものか。	㉗問題ありません。
㉘就業体験の 1 日の就業時間の定義はあるのかどうか。	㉘ありません。就業体験に参加できる時間には個人差があると思いますので、学業の妨げとならない範囲で就業体験のプログラムを策定してください。
㉙6 日以上とする理由はあるのか。	㉙三省合意に基づくインターシップの基準に合わせ、5 日以下の就業体験は一般に提供されるようになっております。本事業の目的である学生と企業の相互理解の促進に向け、より長期の就業体験の機会を提供するために下限を 6 日に設定しました。 なお、6 日目以降の就業体験を有給とする理由として、学生に働くことの魅力ややりがいを実感してもらうため、体験内容相応の対価の支払いを最低でも 1 日分は求めるものです。

<p>⑳応募申込書には代表者の印が必要か。</p>	<p>㉑事業責任者の印でも構いません。</p>
<p>㉒「仙台で働きたい！」サイトにはいつから情報を掲載すれば良いか。</p>	<p>㉓有給の就業体験開始の 1 か月前から情報の解禁をお願いします。サイトへの情報掲載は本市で行いますので、準備が整い次第ご相談ください。</p>
<p>㉔事業の実施にあたり、有料職業紹介もしくは無料職業紹介事業の許可は必要か。</p>	<p>㉕法令上は許可がなくても問題ないことを確認しております。</p>
<p>㉖仕様書 5 (3) ② ア) テレワークによるインターンシッププログラムの取り扱いも可能か。</p>	<p>㉗可能です。</p>
<p>㉘仕様書 5 (3) ⑤ ウ) 企業と学生が雇用契約を締結後についても、企業の労災保険に重ねて、受託者用意の傷害保険及び損害賠償保険に加入する認識で合っているか。</p>	<p>㉙保険については、無給の間（最長 5 日間まで）の加入を義務付けております。雇用契約締結後については、重ねて加入していただく必要はありません。</p>
<p>㉚専任コーディネーターの配置について</p>	<p>㉛企画提案書において運営体制としてお示しください。業務ごとに専門性がある方を配置していただくことは差し支えありませんが、本市との連絡調整の窓口が複雑化することは避けてください。</p>
<p>㉜仙台で働きたい！サイト内に専用媒体を作成することは可能か。</p>	<p>㉝提案していただくことは可能ですが、作成の可否は仕様の詳細を確認した上での判断となります。</p>
<p>㉞既存の実績があるサイトに掲載することは可能か。</p>	<p>㉟可能です。ただし、仙台の有給就業体験が蓄積されるプラットフォームの構築を目指しているため、委託事業者が変更となる場合等、情報が引き継ぐことが条件となりますのでご注意ください。</p>
<p>㉟</p> <p>1 複数社のコンソーシアム形式での提案は可能か。</p> <p>2 事業を再委託する際、委託費の上限はあるのか。</p>	<p>㊱</p> <p>1 可能です。</p> <p>2 原則、受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならないとされています。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでないとされています。なお、委託費の上限はありません。</p>